

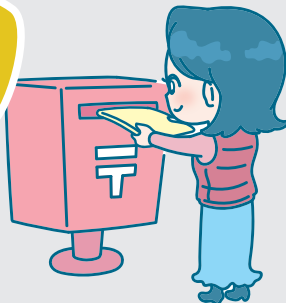


忘れず

早めに

郵送で
申告できます

税の申告を



申告期間

2月16日(金)～
3月15日(金)

税の申告期間が始まります。窓口での混雑を避けるため、できるだけ郵送での申告をお願いします。
なお、郵送で申告する場合は、必要事項の記入漏れや控除証明書等の添付漏れがないよう、注意してください。

問合せ

税務課課税係
☎内線2316

住民税の申告

申告が必要な方

1月1日現在、区内に住所のある方は、原則として住民税(特別区民税・都民税)の申告が必要です。令和5年中に収入がなかった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額の算定、児童手当の支給決定等に必要となるため、生活状況等を申告してください。

申告の必要がない方

- ▶ 税務署に所得税の確定申告をする方
- ▶ 給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
- ▶ 公的年金収入のみの方

※医療費控除等を受ける場合は、確定申告(源泉徴収所得税がある方)または住民税の申告が必要です

申告方法・会場

来所または郵送で、〒116-8501(住所不要)荒川区役所2階税務課課税係

申告期間・時間 2月16日(金)～3月15日(金)午前8時30分～午後5時15分

- ※(土)・(日)・(祝)を除く。ただし、2月25日(日)、3月10日(日)は午前9時～正午に受け付けを行います
- ※(火)は午後7時まで(申告期間中のみ)
- ※混雑状況によっては、入場制限を行う場合があります
- ※所得税の確定申告の相談・受け付けは行っていません

申告に必要なもの

- ▶ 申告書 ※2月上旬に、申告が必要と思われる方等へ送付するほか、税務課、各区民事務所でも配布します
 - ▶ 個人番号確認書類……マイナンバーカード、通知カード等
 - ▶ 本人確認書類……マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等の顔写真付きの書類(持っていない場合は、健康保険証や年金手帳等を2点)
 - ▶ 収入の証明書等……令和5年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等
 - ▶ 各種控除の証明書等…令和5年中に支払った国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費控除の明細書、学生証等
- ※郵送の場合、個人番号・本人確認書類は写しを送付してください



申告する際の注意点

医療費控除の申告方法

医療費控除の適用を受ける方は、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください。

※医療費控除の明細書は、税務課、各区民事務所、荒川区ホームページで配布
※医療費等の領収書は、提出せずに保管してください

※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける方は、お問い合わせください

確定申告をする方へ

申告内容に不備がないよう、注意してください。不備があると、住民税の課税内容に正しく反映できない場合があります。

住民税の算定には、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」への記載内容も反映されます。

詳細は、国税庁発行の「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

令和6年度から適用される 主な税制改正

森林環境税(国税)の課税が始まります

森林の整備や環境保全を目的として、「森林環境税」(年額1000円)の課税が始まります。

「森林環境税」は、住民税が課税される方に、住民税と併せて納付してもらい、納付された「森林環境税」は、その後、国から各自治体に「森林環境譲与税」として配分します。

区では、森林環境譲与税を活用し、交流都市である福島県福島市の「あらかわの森」での森林体験ツアーの実施や、区立小・中学校での国産材を使用した机・いすの購入等を行います。

2面で、所得税の確定申告等についてお知らせします

▶ 令和6年度の申告期間を迎えるにあたって

世相を漢字一字で表す「今年の漢字」に、令和5年は「税」が選ばれました。このことから、税に対する皆様の関心が非常に高いことを改めて実感しております。

税は、より良い地域社会を築いていくために、私たち皆が社会の構成員として応分に分かち合うものです。そして、税のあり方を考えることは、これからの荒川区の姿を考えることに通じます。

さて、令和4年度決算の特別区税の収入額は過去最高を更新し、約194億2000万円となりました。これは、区民の皆様の日ごろからのご尽力と、税の意義や役割に関するご理解を深めていただいた結果であり、深く感謝申し上げます。

皆様からお預かりした貴重な税は、子育て環境の整備、感染症対策や災害対策等の命と安全・安心を守る取り組み、地域福祉の向上、地域の活性化、脱炭素社会の実現に向けた取り組み等、区民の皆様の幸福の実現やさまざまな社会問題への対応によって明るい未来へと歩みを進めるために、区民の皆様が求める真のニーズを捉え、効果的に活用して参ります。

2月より令和6年度の申告期間を迎えます。区民の皆様におかれましては、引き続き期限内申告および納税にご協力をお願いいたします。



荒川区長
西川 太一郎
にしかわ たいいちろう